

2024 年 2 月 19 日

NP0 法人キープ・ママ・スマイリング

【速報】小児医療分野における「令和 6 年度診療報酬改定」について

今年は、2 年に一度の診療報酬（医療行為ごとに決められている医療費の公定価格）改定の年にあたります。2 月 14 日、厚生労働省で第 584 回中央社会保険医療協議会総会が開催され、「令和 6 年度診療報酬改定」の内容が明らかになりました。

小児医療の分野では「子どもの成長・発達及び希望により付き添う家族等に配慮した小児入院医療体制の確保」の観点から ①保育士配置の評価の見直し、②看護補助者配置の評価の新設、③付き添う環境（食事・睡眠環境等）への配慮の 3 項目についても診療報酬の改定・新設が行われました（2 ページ参照）。

すなわち、夜間を含め複数名の保育士や看護補助者を病棟に配置した場合、その費用を賄う報酬が小児病棟（医療機関）に追加で支払われるようになります。一方で、医療機関が小児入院医療管理料を得るためには、家族の食事や睡眠環境など付き添い環境に配慮することが求められています。

当団体では、2022 年末に大規模調査（「入院中の子どもに付き添う家族の生活実態調査 2022」／有効回答数 3643 人）を実施し、小児病棟における付き添いの実態について詳細に把握しました。そして 2023 年 6 月に国（こども家庭庁、厚生労働省）に要望書を提出し、大規模調査の結果をもとに、親が安心して入院中の子どもに付き添えるようにするには、医療機関における生活支援の充実が不可欠であることを強く訴えました。なかでも「食事・睡眠・見守り」の 3 点については最も優先されるべき生活支援であり、早急の対策が必要であると要望しました。

今回の診療報酬改定では、優先的課題である食事・睡眠・見守りの状況を解決するための対策がすべて盛り込まれており、当団体ではこれらの改定内容について高く評価しています。そして、何より「入院中であっても子どもの成長・発達に対する支援が行われ、かつ希望によって家族等が子どもに付き添う場合に家族等に過度な負担がかからない医療機関の体制を確保する」観点から診療報酬の改定が行われたことは小児の入院医療にパラダイムシフトをもたらす、本当に素晴らしい成果であると考えています。当団体が目指している“子どもと家族をまんなか”にした入院・付き添い環境改善の新しい扉がようやく開かれようとしています。

当事者の声を真摯に受け止め、異例のスピードで対応してくださった国および中央社会保険医療協議会、小児医療関係者の皆様に心より感謝いたします。また、当団体が国に要望書を提出するうえで貴重なデータとなりました大規模調査にご協力くださった当事者・経験者の皆様、そしてメディアや学術関係者の方々にも厚く御礼を申し上げます。

今回の診療報酬改定で報酬を得られる対象となるのは小児入院医療管理料を届け出ている 860 余りの医療機関です。この数は小児科を有する医療機関全体（2400 余り）の約 3 分の 1 にあたります（2022 年現在）。

令和 6 年度診療報酬が施行される 6 月 1 日以降、小児入院医療管理料が認められている小児病棟で付き添い環境改善に対する本格的な取り組みがまず始まり、それが小児科を有する医療機関全体に波及していくことを大いに期待しています。

同時に患者・家族支援団体である当団体においても、全国の小児科を有する医療機関の皆様と緊密に連携し、親が安心して入院中の子どもに付き添えるよう食事や睡眠環境を中心とした生活支援の活動により一層注力し、病気のお子さんの早い回復と健やかな成長・発達に貢献してまいります。

■令和 6 年度診療報酬改定 小児医療、周産期医療の充実

小児入院医療管理料における保育士・看護補助者の評価の新設

第 1 基本的な考え方

入院中であっても子どもの成長・発達に対する支援が行われ、かつ、希望によって家族等が子どもに付き添う場合に家族等に過度な負担がかからない医療機関の体制を確保する観点から、保育士や看護補助者の配置について、小児入院医療管理料の要件及び評価を見直す。

第 2 具体的な内容

1. 小児入院医療管理料の注 2 及び注 4 の加算について、保育士を複数名かつ夜間に配置している場合の評価を新設する。

【現行】

小児医療入院管理料

注 2 1 日につき 100 点 を所定点数に加算する。

注 4 重症児受入体制加算として、1 日につき 200 点 を所定点数に加算する。

【改定後】

小児医療入院管理料

注 2 次に掲げる点数をそれぞれ 1 日につき所定点数に加算する。

保育士 1 名の場合 100 点 保育士 2 名以上の場合 180 点

注 4 次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

重症児受入体制加算 1 200 点 重症児受入体制加算 2 280 点

2. 小児入院医療管理料に、夜間を含めて看護補助者を配置している場合の評価を新設する。

(新) 看護補助加算 (1 日につき) 151 点

(新) 看護補助体制充実加算 (1 日につき) 156 点

3. 小児入院医療管理料において、小児の家族等が希望により付き添う場合は、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に配慮することを規定する。

(第 584 回中央社会保険医療協議会総会資料より抜粋)